

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）

（令和2年4月1日施行の改正反映後）

項 目	基 準
最低基準の目的	<p>児童福祉法（以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により市が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>
最低基準の向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、広島市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
最低基準と事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
事業者の一般原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 家庭的保育事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
保育所等との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業を行う家庭的保育事業者については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

項 目	基 準
	<p>(3) 当該家庭的保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、1の(2)の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者と3の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 3の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 2の場合において、家庭的保育事業者は、次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める者を1の(2)に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者が家庭的保育事業を行う場所又は事業所(2)において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業所A型若しくは小規模保育事業所B型又は事業所内保育事業を行う者(2)において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、1の(3)の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき</p> <p>(2) 家庭的保育事業者による1の(3)に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(4の(1)に該当する場合を除く。)</p> <p>5 4(4の(2)に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを1の(3)に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</p> <p>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要す費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p> <p>6 家庭的保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体が参入することを促進するための事業(子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する</p>

項 目	基 準
	事業をいう。)による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、1の本文にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
事業者と非常災害	<p>1 家庭的保育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 1の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。</p>
事業者の職員の一般的要件	家庭的保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
事業者の職員の知識及び技術の向上等	<p>1 家庭的保育事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	家庭的保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び家庭的保育事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	家庭的保育事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	<p>1 家庭的保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、次の(1)から(4)までに掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>(2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>(3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の職員としての保育を著しく怠ること。</p> <p>(4) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>2 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>
懲戒に係る権限の濫用禁止	家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対し懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しては

項 目	基 準
	ならない。
衛生管理等	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者は、家庭的保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
食事	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内で調理する方法（『他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準』の基準により、当該家庭的保育事業所の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、2によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 家庭的保育事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 6 施行日の前日において現に存する保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、1から5までは、適用しないことができる。 7 6の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、1から5までは、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
食事の提供の特例	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たす家庭的保育事業者は、『食事』の基準にかかわらず、当該家庭的保育事業者の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

項 目	基 準
	<p>(2) 当該家庭的保育事業所又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者が離島その他の地域であって、(1)及び(2)に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p>
利用乳幼児及び職員の健康診断	<p>1 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者は、1にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3 1の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は保育を委託する措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者に勧告しなければならない。</p>

項 目	基 準
	4 家庭的保育事業の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。
事業所内部の規程	<p>家庭的保育事業者は、次の(1)から(11)までに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 家庭的保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他家庭的保育事業の運営に関する重要事項
事業所に備える帳簿	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 2 <u>家庭的保育事業者は、その職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿のうち、市が支弁する保育を委託する措置に要する費用に係る帳簿及びその根拠となる記録について、その費用を受領した日の属する年度の末日の翌日から5年間、これを保存しなければならない。</u>
秘密保持等	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 家庭的保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
苦情への対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は保育を委託する措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
設備の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の(1)から(7)までに掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（『職員』の基準において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2) (1)に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方

項 目	基 準
	<p>メートルを加えた面積) 以上であること。</p> <p>(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。(6)において同じ。)があること。</p> <p>(6) (5)に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p> <p>2 施行日の前日において現に存する保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、1の(4)(調理設備に係る部分に限る。)は、適用しないことができる。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、1の(4)(調理設備に係る部分に限る。)は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p>
職員	<p>1 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>(2) 搬入施設から食事を搬入する場合</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>ウ 法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって児童福祉法施行令第4条で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>エ 保育士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>オ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p>

項 目	基 準
	<p>3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>4 施行日の前日において現に存する保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、1の本文（調理員に係る部分に限る。）は、適用しないことができる。</p> <p>5 4の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、1の本文（調理員に係る部分に限る。）は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等で調理する方法（当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p><u>6 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者は、保健師、看護師、准看護師又は幼稚園教諭であり、かつ、保育所、乳児院、児童養護施設、幼稚園その他の乳幼児の保育、養育、養護又は教育を行う施設又は事業所に連続して6か月以上勤務した経験を有する者であって、市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了したものとする。</u></p> <p><u>7 家庭的保育者及び家庭的保育補助者の数は、一の家庭的保育事業を行う場所につき、2人を下回ることはないようにしなければならない。</u></p>
保育時間	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めるものとする。
保育の内容	家庭的保育事業者は、厚生労働大臣が定める保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
保護者との連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

※ 下線部は、広島市の独自基準である。